

# 指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・ミニデイサービス



# 目次

- 1 令和4年度運営指導において指摘の多かった項目等について  
令和4年度の運営指導において、指摘の多かった項目等です。項目ごとに、「・」は運営指導の際に確認された内容等、「⇒」は指導に伴う留意事項及び具体例などを記載しています。
- 2 運営上の留意事項について  
運営上の留意事項について記載しています。



# 1 令和4年度運営指導において指摘の多かった項目等について



## <運営基準>

### (1) 内容及び手続の説明及び同意

- ・運営規程等の利用料に関する内容が、2割、3割負担の利用者に対応できていない。

⇒ 1～3割負担の利用者に対応した内容にしてください。

- ・運営規程、利用契約書及び重要事項説明書の内容が不整合。または、実態と不整合。

⇒ 運営規程を変更した際に、利用契約書及び重要事項説明書の変更をしていないため、記載内容にズレが見受けられます。1年に1回は、内容の見直しをしてください。

### (2) 心身の状況等の把握

- ・サービス担当者会議の記録がない。

⇒ 会議録を漏れなく作成し、保管を徹底してください。



## <運営基準>

### (3) 居宅介護支援事業者等との連携

- ・最新の居宅サービス計画を入手していない。または、居宅サービス計画が同意のあるものか確認していない。

⇒ 居宅サービス計画は、個別サービス計画及びサービス提供の基本です。  
居宅介護支援事業所と密接な連携を図っていただき、最新の居宅サービス計画を入手してください。また、居宅サービス計画が同意のあるものか確認してください。

### (4) サービスの提供の記録

- ・個別サービス計画に従ったサービスの実施状況を記録していない。

⇒ 個別サービス計画にある目標を達成するために提供した具体的なサービス内容や利用者の心身の状況等を記録してください。

### (5) 計画の作成

- ・個別サービス計画が適切に作成されていない。

⇒ 個別サービス計画の計画期間は、居宅サービス計画の計画期間に基づき設定してください。定期的なアセスメントを実施し、計画期間終了後は目標の達成状況について確認してください。

## <運営基準>

### (6) 勤務体制の確保等

・高齢者虐待防止、事故発生防止及び衛生管理(感染症・食中毒予防など)にかかる研修について、それぞれ1年に1回以上実施していない。

⇒ 上記の研修は、利用者の生命・身体の安全を守るうえで重要であるため、1年に1回以上必ず実施してください。そのうえで、実施記録を残してください。

・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメント等により職場環境が害されることへの防止のための対応について、事業主として対応の方針を明確にし、従業者に周知していない。また、従業者からの相談対応のための体制の整備を行うなど必要な措置を講じていない。

⇒ 事業主には、職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、運営に関する基準にも規定されています。

ハラスメント防止の方針を明確にし、従業者に周知してください。また、従業者からの相談対応の窓口設置等、必要な措置を講じてください。

なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。

## <運営基準>

### (7) 緊急時等の対応・非常災害対策

・緊急時等の対応マニュアルや非常災害対策計画を作成していない。または、不十分である。

⇒ 主治医への連絡に係る内容も含めた緊急時等の対応マニュアルを作成してください。

また、非常災害対策計画は火災、風水害、地震等の項目ごとに策定し、訓練を定期的実施してください。

訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていただく必要があります。このため、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。

消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性があるものとしてください。



## <介護報酬>

### (1) 個別機能訓練加算

・適切な目標の設定が行われていない。

⇒ 長期目標は「心身機能」「活動」「参加」をバランスよく含めて設定し、短期目標は長期目標を達成するために必要な行為を細分化し、設定してください。  
可能な限り具体的かつ分かりやすい目標にしてください。

### (2) 運動器機能向上加算【相当・ミニデイ】

・一連の流れが適正に実施されているか確認できない。

⇒ 以下の手順に沿って、加算の算定をしてください。

- ① 利用者ごとにリスク評価や体力測定を行い、サービス提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を利用開始時に把握
- ② 3か月程度で達成可能な「長期目標」と1か月程度で達成可能な「短期目標」を設定し、計画内容について利用者の同意を得る
- ③ 短期目標に応じておおむね1か月ごとにモニタリングを行う
- ④ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施
- ⑤ その結果を地域包括支援センター等に報告する

※計画は機能訓練指導員や介護職員その他の職種の者が共同して作成していることを明確にしてください。



## <介護報酬>

### (3) サービス提供体制強化加算

・職員の割合の算出を行っていない。

⇒ 毎年度、前年度(3月を除く。)の勤務実績を基に、算定要件を満たすかどうかを確認する仕組みを整えてください。

※確認には、【サービス提供体制強化加算用従業者常勤換算一覧表】(長崎市のHP掲載あり以下URL)を是非ご利用ください。

サービス種類( ) 事業所・施設名( )		【 年 月】												総計	
職 種	氏 名	就業形態	各月実働換算数												月平均
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
		施設職員													
		パート職員													
		施設職員													
		パート職員													
		施設職員													
		パート職員													
		施設職員													
		パート職員													
		施設職員													
		パート職員													
		施設職員													
		パート職員													
		施設職員													
		パート職員													
		施設職員													
		パート職員													

通所介護・通所リハビリテーション

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/382000/p001822.html>

ミニデイサービス

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/6020818/p036445.html>

認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・(看護)小規模多機能型居宅介護

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/383000/p001835.html>

リンク後、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」をクリックしてください。

リンク後、サービス名をクリックしてください。

## <介護報酬>

### (4)サービス提供体制強化加算【小規模】【看護小規模】

- ・従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していない。
- ⇒ 従業者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定していただき、当該研修を実施または実施を予定してください。

### (5)サービス提供体制強化加算【小規模】【看護小規模】

- ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議について、その概要を記録していない。
- ⇒ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項とは、少なくとも「利用者のADLや意欲」、「利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望」、「家庭環境」、「前回のサービス提供時の状況」及び「その他サービス提供に当たって必要な事項」について、その変化の動向を含め記載しなければならないことに留意してください。
- そのうえで、当該会議の概要を記録してください。

サービス提供に当たり事業所における自己点検が重要となります。  
適正な介護報酬の算定に活用してください。

## 自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME> 事業者・産業振興> 高齢者・介護保険・障害福祉> 指導監査> 指導監査資料様式ダウンロード> 介護サービス事業者等に対する実地による指導の事前提出資料様式(令和4年度)

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/386000/p038622.html>

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。

The screenshot shows the Nagasaki City website interface. At the top, there are language options (English, Chinese, Korean) and a search bar. The main navigation menu includes categories like 'Citizens' Life', 'Welfare & Health', 'Childcare & Education', 'Housing & Community', 'Business & Industry', and 'Safety'. The breadcrumb trail indicates the current page is 'Business & Industry > Elderly, Nursing Insurance, Disability Welfare > Supervision & Inspection > Self-inspection forms for care service providers etc. (Heisei 24)'. The page title is 'Self-inspection forms for care service providers etc. based on actual guidance (Heisei 24)'. Below the title, there is a 'Twitter' button and a 'Like' button. The main content area contains a paragraph explaining that the self-inspection forms are based on actual guidance and should be submitted by the implementation date. It also mentions that for facilities where guidance is not implemented in Heisei 24, the designated standards should be used. At the bottom, there is a list of services, with the first item being 'Home Care (Nursing Prevention, Comprehensive Services, etc.)'.



## 2 運営上の留意事項について





## ・ハラスメント対策について

### 1 事業主が講ずべき措置の具体的内容

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

### 2 事業主が講じることが望ましい取組について

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取組
- (3) 被害防止のための取組

ハラスメント対策に関する厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "介護現場におけるハラスメント対策" (Harassment Measures in Care Settings). The breadcrumb trail indicates the path: Home > Policy > Policy > Policy > Harassment Measures in Care Settings. The page features a navigation menu with options like "Home", "Policy", "Policy", "Harassment Measures in Care Settings", "Statistics", and "White Paper". Below the navigation, there are several links and buttons, including "Home", "Policy", "Policy", "Harassment Measures in Care Settings", "Manual (FY2020)", "Research Summary (FY2020)", "Research Summary (FY2021)", and "Research Summary (FY2022)". The main content area contains a section titled "介護現場におけるハラスメント対策" and a sub-section titled "介護現場におけるハラスメント対策". The text in the sub-section discusses the implementation of harassment measures in care settings, mentioning the Ministry of Health, Labour and Welfare's research and the role of local public bodies and care providers. It also mentions the importance of harassment measures in care settings and the role of local public bodies and care providers. The page is in Japanese and includes a search bar at the top right.

## ・レジオネラ症の防止対策について

循環式浴槽を使用している施設及び事業所は、厚生労働省が示す「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を再度確認し、その予防に努めてください。

循環式浴槽を使用していない施設及び事業所においては、入浴サービスを提供する場合は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を再度ご確認ください。

また、レジオネラ症発生の原因は入浴設備とは限りませんので、冬場に加湿器を使用する場合など、レジオネラ症予防に関する知識について従業者間で共有し、その予防に努めてください。

レジオネラ対策に関する厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>